

令和 2 年 度

宝塚市財政健全化審査意見書

宝 塚 市 監 査 委 員



宝 監 第 6 4 号  
令和3年(2021年)9月22日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男  
同 小 川 克 弘  
同 梶 川 み さ お

令和2年度宝塚市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を提出します。

## 令和2年度 宝塚市財政健全化審査意見

### 1 監査等の種類

健全化判断比率審査

### 2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に係る各対象会計

### 3 審査の概要

宝塚市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

### 4 審査の日程

審査の期間 : 令和3年7月7日から令和3年8月26日まで

本審査実施日 : 令和3年8月26日

本審査実施場所 : 2-4会議室

### 5 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

(単位 %)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.34	20.00
連結実質赤字比率	—	16.34	30.00
実質公債費比率	3.7	25.0	35.0
将来負担比率	18.9	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため「—」で記載しています。

## (2) 個別意見

### ア 将来負担比率について

今回の将来負担比率18.9%については、総務省のフォーマットに則り、正しく算出されたものとなっていましたが、将来負担比率の算定には計上されていない、いくつかの懸念材料が存在します。

まず、債務負担行為に基づく支出予定額の算出において、各会計間で発生していた兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退手組合」という。）に対する負担金累計額と退職手当支給累計額の差額（以下「負担金累計差額」という。）調整のため、平成30年6月5日付けで交わされた協定書の中で一般会計が病院事業会計に平成30年度から25年かけて支払うこととされた16億1,280万円については、地方財務実務提要に示された「一般会計から病院事業への繰出し決定は団体内部の意思決定にすぎず、債務負担行為とする必要はないと解される。」との見解から債務負担行為が設定されず、債務負担行為に基づく支出予定額の算定には計上されていません。しかしながら、令和2年度までの支払分を除いた残額14億1,926万円については一般会計における実質的な債務であることに変わりがなく、これは将来負担比率を3.5%悪化させる要因となることについて留意しておく必要があると考えます。

また、退職手当支給予定額に係る負担見込額の算出において、一般会計における退手組合に対する積立額が42億3,134万円と算定されていますが、これは宝塚市全体の積立額61億6,453万円を一般会計の職員数で按分しただけの数値であり、各会計間で発生している退手組合に対する負担金累計差額を反映したものとはなっていません。本市における令和2年度末の各会計間の負担金累計差額を基に、これまで行われてきた各会計間の調整額を反映させた上で算出し直すと、一般会計における積立額は29億9,975万円となりますが、これは算定上の積立額よりも12億3,159万円少なく、将来負担比率を3.0%悪化させる要因となることについて留意しておく必要があると考えます。

さらに、地方債の償還額等に充当可能な基金の算出において、基金残高141億8,593万円が充当可能基金として計上されていますが、基金に属する現金からは宝塚市土地開発公社に対して15億円の貸付け（期間：令和2年4月30日～令和3年3月31日）が行われており、また、歳計現金の不足に対応するため一般会計に対しても適宜、繰替運用（令和2年4月末48億円、令和3年2月末29億円）が行われている状況となっています。これらは年度末に基金へ一旦全額返済されているため、基金に属する現金

全額が充当可能基金として計上されていますが、実質的な充当可能基金は貸付金及び繰替運用額を除いた金額となることに留意しておく必要があります。

なお、令和3年5月作成の財政見通しで見込んでいない経費のうち、将来負担比率の算定に影響する事業費について、所管課からは「市立病院の老朽化への対応が挙げられる。仮に現在の稼働病床数で現地建て替えを行った場合の概算の建て替えコストについて、近隣病院の建設事例等を参考に試算したところ、約262億円との結果が出ている。現時点では正確な事業費として積算することはできないが、時代に即した持続可能な在り方について検討し、方向性を決定する必要がある。なお、将来負担比率の算定に大きな影響はないものの、市立病院の経営健全化及び土地開発公社の経営健全化に係る経費を今後の課題としてとらえている。」旨の説明を受けました。また、学校、市営住宅、公園、橋りょう、市営火葬場等の建物・インフラ施設の老朽化対応について、今後適切に保全していくためには、多額の維持更新費用が必要となります。これらの潜在的な将来負担についても留意しつつ、引き続き健全な財政運営を行うよう努めてください。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

## 参考資料

### 1 健全化判断比率等の対象会計について

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	宝塚市営霊園事業					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業					
		国民健康保険診療施設					
		介護保険事業					
		後期高齢者医療事業					
	公営企業に係る特別会計(法適用)	水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
一部事務組合、広域連合	兵庫県市町村職員退職手当組合						
	丹波少年自然の家事務組合						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
	阪神水道企業団						
地方公社、第三セクターなど	土地開発公社						
	阪神福祉事業団						
	兵庫県信用保証協会						

### 2 健全化判断比率について

#### (1) 実質赤字比率

区分	(単位 %)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.34	20.00

※実質赤字額が生じていないため「—」で記載しています。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市における一般会計等の実質収支額は、15億1,252万円の黒字となっており、実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は該当しません。

一般会計等の実質収支額の内訳は、次のとおりです。

(単位 千円)

会計	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	対前年度増減 ②-①
一般会計	376,279	499,101	1,512,526	1,013,425
宝塚市営霊園事業	0	0	0	0
計	376,279	499,101	1,512,526	1,013,425

※算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合があります。

標準財政規模の内訳は、次のとおりです。

(単位 千円)

項目	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	対前年度増減 ②-①
標準税収入額	36,828,572	37,044,374	38,330,301	1,285,927
普通交付税額	3,491,592	3,865,644	4,033,610	167,966
臨時財政対策債発行可能額	3,650,811	3,196,065	2,918,447	△ 277,618
計	43,970,975	44,106,083	45,282,358	1,176,275

## (2) 連結実質赤字比率

(単位 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	—	16.34	30.00

※連結実質赤字額が生じていないため、「—」で記載しています。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計(公営企業会計を含む。)を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市における連結実質収支額は63億2,032万円の黒字となっており、連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は該当しません。

連結実質収支額の内訳は、次のとおりです。

(単位 千円)

会 計		実質収支額又は資金不足・剰余額			対前年度増減 ②-①	
		平成30年度	令和元年度①	令和2年度②		
一般会計等		376,279	499,101	1,512,526	1,013,425	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	432,872	464,172	593,860	129,688	
	国民健康保険診療施設	0	0	0	0	
	介護保険事業	195,662	405,066	769,421	364,355	
	後期高齢者医療事業	141,186	135,716	0	△ 135,716	
	農業共済事業	7,146	0			
公営企業会計	法適用企業	水道事業	3,585,209	3,955,079	3,956,025	946
		下水道事業	204,072	443,498	393,762	△ 49,736
		病院事業	△ 1,213,551	△ 1,504,187	△ 905,273	598,914
計		3,728,875	4,398,445	6,320,321	1,921,876	

平成30年度決算、令和元年度決算、令和2年度決算ともに病院事業会計で資金不足額が生じていますが、他の会計の実質黒字額・資金剰余額が大きいため連結実質赤字額は発生していません。

### (3) 実質公債費比率(3箇年平均)

(単位 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率 (3箇年平均)	3.7	3.6	3.7	25.0	35.0

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規



模に対する比率です。

単年度の実質公債費比率は平成30年度が3.44908%、令和元年度が3.78309%、令和2年度が4.09910%となっており、3箇年を平均した結果、令和2年度の実質公債費比率（3箇年平均）は3.7%となります。これは、早期健全化基準（25.0%）を下回っています。

実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A 地方債元利償還金(一般会計等の公債費の元利償還額)

B 準元利償還金(一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの等)

C 特定財源(都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等)

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E 標準財政規模

実質公債費比率（単年度）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

(単位 千円)

項目	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	対前年度増減 ②-①
A 地方債元利償還金	6,598,024	6,477,389	6,512,965	35,576
B 準元利償還金	1,855,602	1,847,992	1,771,203	△ 76,789
C 特定財源	2,101,053	1,880,417	1,756,294	△ 124,123
D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,008,735	4,964,190	4,871,389	△ 92,801
E 標準財政規模	43,970,975	44,106,083	45,282,358	1,176,275

#### (4) 将来負担比率

(単位 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
将来負担比率	22.1	22.6	18.9	350.0

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する

比率です。令和2年度の将来負担比率は18.9%で、早期健全化基準（350.0%）を下回っています。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$
<p>A 将来負担額</p> <p>B 充当可能財源等</p> <p>C 標準財政規模</p> <p>D 元利償還金及び準元利償還金に係る標準財政需要額算入額</p>

将来負担比率の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

項目	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	(単位 千円)
				対前年度増減 ②-①
A 将来負担額	98,790,073	97,860,241	94,812,512	△ 3,047,729
B 充当可能財源等	90,140,994	89,005,500	87,151,110	△ 1,854,390
C 標準財政規模	43,970,975	44,106,083	45,282,358	1,176,275
D 元利償還金及び準元利償還金に係る標準財政需要額算入額	5,008,735	4,964,190	4,871,389	△ 92,801

「A 将来負担額」の内訳は、次のとおりです。

項目	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	(単位 千円)
				対前年度増減 ②-①
イ 地方債現在高	72,865,784	73,643,852	72,599,113	△ 1,044,739
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	3,231,543	3,168,895	2,931,796	△ 237,099
ハ 公営企業債等繰入見込額	14,277,734	12,861,282	11,361,103	△ 1,500,179
ニ 組合負担等見込額	35,568	25,017	15,461	△ 9,556
ホ 退職手当負担見込額	6,287,300	6,058,661	5,826,207	△ 232,454
ヘ 設立法人の負債額等負担見込額	2,092,144	2,102,534	2,078,832	△ 23,702
ト 連結実質赤字額	0	0	0	0
チ 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	98,790,073	97,860,241	94,812,512	△ 3,047,729

「B 充当可能財源等」の内訳は、次のとおりです。

(単位 千円)

項目	平成30年度	令和元年度①	令和2年度②	対前年度増減 ②－①
リ 充当可能基金額	13,063,803	13,329,990	14,185,933	855,943
ヌ 充当可能特定歳入	18,768,536	17,460,807	15,215,055	△ 2,245,752
うち都市計画税	17,580,754	16,319,168	14,375,623	△ 1,943,545
ル 地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	58,308,655	58,214,703	57,750,122	△ 464,581
計	90,140,994	89,005,500	87,151,110	△ 1,854,390

### 3 近隣市町の健全化判断比率（前年度比較）

令和元年度決算における近隣市町の健全化判断比率は次のとおりです。

(単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
尼崎市	—	—	12.1	67.6
西宮市	—	—	3.3	6.3
芦屋市	—	—	11.0	85.5
伊丹市	—	—	5.9	—
川西市	—	—	10.0	107.9
三田市	—	—	6.4	—
猪名川町	—	—	2.9	—
宝塚市	—	—	3.6	22.6

※総務省の「地方財政状況調査資料」等を基に作成。該当がないものは、「—」で記載しています。

#### 4 用語の解説

##### ◆ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより当該団体の財政状況を客観的に表す意義をもつものです。

##### ◆ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

##### ◆ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

##### ◆ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

##### ◆ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

##### ◆ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

##### ◆ 早期健全化基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画

的にその財政の健全化を図るべき基準です。地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を定めなければならないこととなっています。

◆ 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。地方公共団体は、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況とされ、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに「財政再生計画」を定め、これに基づき財政の再生を図ることとなっています。